最高裁経主第778号 (会い-03) 平成29年6月29日

高等裁判所事務局長殿地方裁判所長殿家庭裁判所事務総局経理局長殿

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

経理計画について (通達)

標記の計画について、裁判所会計事務規程の定めに基づき、下記のとおり定めま したので、これによってください。

記

## 1 目的

経理計画は、配賦された予算(配賦される予定又は見込みの予算を含む。)の全体を把握した上で予算を計画的に執行するとともに、経理計画の立案及び予算の執行に関与する職員間において、予算の執行方針について意思統一を図ることを目的とする。

2 作成の対象

経理計画を作成しなければ予算執行上支障を生じると考えるもの

3 記載事項

経理計画には,原則として,次の事項を記載する。

- (1) 案件名
- (2) 予算財源,項,事項,目及び費途別(以下「予算科目別」という。)の支出負

担行為計画示達額(示達予定額又は示達見込額でも可)

- (3) 予算科目別の支出負担行為済額
- (4) 予算科目別の支出負担行為見込額
- (5) 予算科目別の支出負担行為過不足額
- (6) その他, 経理計画の目的を達成するために必要と認められる事項

## 4 作成の時期

原則として,前年度の3月31日までに作成する。ただし,年度途中に経理計画を作成する必要が生じた場合には,その都度,速やかに作成する。

なお,予算の執行実績等を踏まえ,年度途中に経理計画を変更する必要が生じた場合には,その都度,速やかに見直しを行う。

付 記

- 1 この通達は、平成29年7月1日から実施する。
- 2 この通達の実施前に作成した経理計画については、なお従前の例による。